

青森大学キャリア支援部会内規

(目的)

第1条 この内規は、青森大学（以下「本学」という）入学者選抜・継続支援管理委員会（以下「委員会」という。）規程第3条第4項の規定に基づき、委員会キャリア支援部会（以下「部会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 部会は、学生及び卒業生に適切な雇用情報等を提供し、必要な指導等を行うことにより、その適性、能力、経験等にふさわしい進路を選択することを促進するため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 就職情報の収集、整理及び提供に関すること
- (2) 就職ガイダンス等の企画及び実施に関すること
- (3) 個別の学生の就職活動の支援及び指導に関すること
- (4) キャリア教育の企画及び実施に関すること
- (5) インターンシップの実施に関すること
- (6) 教職員のキャリア支援に関する知識・技能の向上に関すること
- (7) その他、上記の目的を達成するために必要と認めた事項

(配慮事項)

第3条 前条に掲げる業務の実施においては、次の各号に掲げる事項を配慮するものとする。

- (1) 本学の教育活動、特にキャリア教育との密接な連携を図ること。
- (2) 全教職員が協働して全学的に行うこと。
- (3) 計画的かつ体系的に事業を実施すること。
- (4) 一人ひとりの学生の個性、能力に応じ個別指導を徹底すること。
- (5) 企業や団体等との密接な連携を進めること。
- (6) 学生募集にも繋がるよう、情報を積極的に発信すること。

(組織)

第4条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 別地キャンパス長
- (3) キャリア支援課長
- (4) その他学長が指名した者

2 必要に応じて、部会に顧問を置くことができる。

(委員の任命及び任期)

第5条 前条第1項第5号の委員は、学長が任命する。

- 2 前項の委員の任期は4月1日から1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第6条 部会に部会長を置き、第4条第1項に掲げる委員の中から学長が指名する者をもって充てる。

- 2 部会長は部会を代表し、部会の業務を統括する。
- 3 部会に副部会長を置き、第4条第1項に掲げる委員の中から学長が指名する者をもって充てる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(顧問)

第7条 第4条第2項の顧問は、学長が任命する。

- 2 顧問は、部会の運営が円滑に遂行されるよう、第4条第1項に掲げる構成員に助言等を行う。
- 3 顧問の任期は、委員に準ずる。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、経営戦略局キャリア支援課において処理する。

附 則

- 1 この内規は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 学長裁定「青森大学キャリア支援チームの設置について」は、廃止する。